

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

函館市立北中学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。き）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、函館市立北中学校生徒支援委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は函館市立北中学校生徒支援委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**函館市立北中学校
いじめ防止基本方針
(概要)**
全文は学校 HP を
御覧下さい。

函館市立北中学校いじめ防止方針では、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として

- ・いじめの定義
- ・いじめに対する基本的な考え方
- ・いじめ防止の基本方針
- ・いじめの未然防止について
- ・いじめの早期発見について
- ・校内体制について

について示しています。

**北中学校
いじめ対策組織の
役割や活動**

生徒支援委員会

【構成員】教頭, 主幹, 特別支援教育コーディネーター, 不登校支援コーディネーター、養護教諭, 各学年1名

【取り組む内容】

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

その他, いじめ防止に関わる集会, 生徒会活動の企画運営を進めています。

**本校の
いじめ防止
プログラムの活動**

- ・生徒会を中心とした「いじめ撲滅集会」の開催
- ・外部講師による情報モラル教室の開催
- ・北海道教育委員会「ほっかいどうこどもライン相談」や
北海道教育庁「おなやみポスト」など, 児童生徒のための相談窓口の周知

不明な点やいじめに関する相談は, 遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は, 学級担任の他, 相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

連絡先 0138-56-0553 (学校代表電話)

函館市教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
函館市こころの相談員相談電話 (電話)	57-3009	毎週 月曜日～金曜日 (祝日をのぞく) 8:45～17:30
	57-6644	
函館市南北海道教育センター (電話)	57-8251	

右の機関においても「電話相談」を受け付けて
おりますので, ご利用ください。

函館市子ども未来部次世代育成課内

子どもなんでも相談 110番(電話) 32-3192